

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託
公募型プロポーザル

参加表明書・技術提案書・添付資料に係る
質問及び回答

公募型プロポーザルに対する質問回答（参加表明書等）

業務の名称		周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託		
実施場所		周南市御幸通一丁目地内外		
月 日	項目	質問内容	月 日	回答
11月5日	様式4	予定技術者の経歴等について、管理技術者と主担当技術者の2名のみ作成すればよろしいでしょうか。もしくは、様式3業務実施体制に示す予定技術者全員分の作成が必要でしょうか。	11月7日	別添3_参加表明書等作成要領の2ページに記載されているとおりとなります。
	様式5	予定技術者の業務実績調書について、管理技術者と主担当技術者の2名のみ作成すればよろしいでしょうか。もしくは、様式3業務実施体制に示す予定技術者全員分の作成が必要でしょうか。		別添3_参加表明書等作成要領の2ページに記載されているとおりとなります。
	参加表明書等 作成要領 2ページ 様式5 (予定技術者の 業務実績調書)	景観デザインを含めた道路基本計画について、道路の幅員構成やストリートファニチャー等の検討をしていれば、基本計画策定業務でなくても、同種業務と理解してよいでしょうか。		<p>業務の名称として「道路基本計画」に拘るものではありませんが、基本計画策定に求められる業務（根幹となる街路空間のデザインコンセプトや、基本デザインの作成）が業務内容に含まれていない場合、同種業務①の対象といたしません。</p> <p>なお、今回の参考特記仕様書の第6条3(1)1)、2)に示す業務内容と同様の業務の場合は、同種業務①とみなしますが、実績資料としてその業務内容が分かる資料（仕様書等）を提出してください。</p>

	<p>参加表明書等 作成要領 2ページ 様式5 (予定技術者の 業務実績調書)</p>	<p>公共施設の色彩・デザイン方針作成について、 公共施設を含めた地域の景観ガイドライン作成 や、景観計画等も同種業務と理解してよろしいで しょうか。</p>		<p>同種業務②については、<u>個別の</u>公共施設（街 路、駅前広場、建築物など）や、事業に関する 色彩・デザイン方針の作成が該当業務となります。 そのため、<u>地域(市域全体や景観形成重点地 区など)</u>の景観ガイドラインや景観計画は、同種 業務②の対象といたしません。 (例：周南市景観計画、周南市公共施設景観形 成ガイドラインの策定業務は同種業務②の対象 といたしません。)</p>
--	---	---	--	--